

第 571 回広島地方最低賃金審議会 別冊資料

最低賃金の改正決定にかかる関係労働者及び関係使用者の意見書

受付順	名称	申入日（受理年月日）	表題等
1	一般社団法人広島県タクシー協会 会長 信原 弘	令和8年7月10日 （令和8年7月13日）	地域別最低賃金額改定の目安審議について（要望）
2	ヒロシマ労連 三宅 敏明	令和8年7月16日 （令和8年7月16日）	最低賃金を大幅に引上げ、全国一律制実施、発効日を遅らせないでください
3	広島県医療労働組合連合会 箱田 知世	令和8年7月15日 （令和8年7月17日）	ケア労働者の離職防止、確保・定着のため最低賃金額の大幅引き上げと全国一律制を求める意見書
4	郵政産業労働者ユニオン 広島支部 支部長 増田 正文	令和8年7月17日 （令和8年7月18日）	広島県最低賃金の改正決定に係る意見書
5	全労連・全国一般広島合同労働組合 書記長 門田勇人	令和8年7月19日 （令和8年7月19日）	最低賃金改定において大幅な引き上げを求めます
6	郵政産業労働者ユニオン 広島中央支部 岡崎 徹	令和8年7月19日 （令和8年7月20日）	令和8年度広島県地域別最低賃金の改定に関する意見書
7	広島県労働組合総連合 議長 神部 泰	令和8年7月21日 （令和8年7月21日）	広島県最低賃金審議会への意見陳述
8	広島県合同労働組合 生協ひろしまパート支部 書記長 田頭 奈美江	令和8年7月18日 （令和8年7月21日）	2026年度の地域別最低賃金の改正にむけた意見書
9	広島県労働組合総連合 事務局長 植永 光則	令和8年7月21日 （令和8年7月21日）	広島地方最低賃金改定への意見書

令和8年7月10日

広島地方最低賃金審議会 会長 様

一般社団法人広島県タクシー協会
会長 信 原 弘

地域別最低賃金額の改定を目安審議について(要望)

平素は、ハイヤー・タクシー事業の適正な運営及び乗務員の労働条件の改善に格別のご配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和8年7月8日、広島労働局から貴会に対し、令和8年度地域別最低賃金額改定について調査審議を求める諮問が行われました。

ハイヤー・タクシー事業は、公共交通機関として地域住民や来訪者の移動を支える重要な役割を担うとともに、典型的な労働集約型産業として、人件費が売上高の6割以上を占めるなど、他産業と比較して人件費の割合が極めて高い産業構造となっております。

また、法人タクシー事業者の約85%が保有車両数30両以下、約99%が従業員300人以下の企業であり、その大半を中小零細企業が占めております。

近年、最低賃金の引上げが続く中、中小企業においては賃上げ原資を確保するため、労務費の価格転嫁を進めることが重要とされております。しかしながら、ハイヤー・タクシー事業の主たる収入である運賃は、国による厳格な審査の下で認可される制度となっており、一般の事業のように事業者の判断のみで価格転嫁を行うことは困難な状況にあります。



さらに、物価上昇や中東情勢の影響を受けた燃料価格の急騰、車両・整備費用の上昇などにより事業経費は増加しており、事業者を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況が続いております。

もとより、物価上昇下において労働者の生活の安定を図るため、賃金の引上げが重要であることについては十分理解しております。また、業界としても乗務員確保及び処遇改善の観点から、賃金水準の向上に取り組んでいるところであります。

しかしながら、近年の大幅な最低賃金の引上げは、人件費率の高いハイヤー・タクシー事業、とりわけ大多数を占める中小零細事業者の経営に極めて大きな影響を及ぼしており、その負担は年々増大しております。

つきましては、価格転嫁が困難な業界の実情及び中小零細事業者の厳しい経営環境について十分ご配慮いただくとともに、地域公共交通の維持・確保や雇用への影響も踏まえ、慎重なご審議を賜りますようお願い申し上げます。

何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

広島地方最低賃金審査会
会長 岡田 行正 様

ヒロシマ労連 三宅敏明
広島市中区大手町 5-8-30

最低賃金を大幅に引上げ、全国一律制実施、発効日を 遅らせないでください

生活の暮らし向きにため息が出る日々を送っています。私たち労働者や市民はそんな毎日の繰り返しです。物価高騰が止まりません。高市政権の放漫財政政策が原因で円安インフレーションが加速し、加えて米国とイスラエルが始めたイランへの侵略戦争の影響で、ナフサや原油由来の原材料が入らなくなり枯渇しているため業者の方は悲鳴を上げておられ仕事ができなくなり困っています。そして、さらなる物価上昇への不安も大きくなっています。

中央最低賃金審議会(厚生労働相の諮問機関)で2026年の最賃額改定に向けた議論が本格化します。8月ごろ地域別改定の目安を答申します。最低賃金は誰もが人間らしく暮らせる水準でなければなりません。私たち労働組合をはじめ多くの労働者が要求している「最低賃金の全国一律制、今すぐ時間単価1700円に、そして めぎせ2000円に」と声を上げその実現に向けて奮闘しているところです。

目標の放棄は重大

最低賃金は25年、全国加重平均で時給1121円に引き上げられました。これでは月150時間働いても17万円弱にしかありません。広島は、1085 円ですから 150 時間働いて 16 万円超(162750 円)にしかありません。東京では 18 万超(183,900 円)、広島と東京の差は月に 15,750 円です。年に 189,000 円の差がつきます。

最賃は、節約を極めた低額ではなく、労働条件の改善を図り、労働者の生活安定に資する水準でなければなりません。全労連と加盟地域組織が調査した最低生計費は全国どこでも月27万～28万円です。時給1700円で月額は26万円です。深刻な物価高騰が暮らしを直撃しているもとで1700円はもちろん2000円がどうしても必要です。また、月 28 万円稼ごうと思えば現行のヒロシマの最賃で働くとも月に $26 \text{ 万円} \div 1085 \text{ 円} \div 8 \text{ 時間} = 29.95$ になります1 か月に 29 日と 7 時間 36 分(約 30 日)働かなければなりません。土日は休まずに働くということになります。これでは余暇をどう過ごせばよいのでしょうか。

高市早苗首相は25年11月14日、参院予算委員会で、前政権が掲げた「2020年代に全国平均1500円」の目標実現について「必ずいつまでにいくらかと申し上げるわけにはいかない」と答弁しました。政府の経済対策や25年度補正予算に最賃目標達成の対策はありません。自民党政権が掲げた目標すら放棄したことは大問題です。

最賃の引き上げは政治の責務です。最賃ぎりぎりで働く人は多く、引き上げは賃金水準全体を押し上げる上で決定的に重要です。声を上げ、政府が責任を果たすよう求めています。

現在、都道府県別では最高の東京都(1226円)と、最低の高知、宮崎、沖縄県(1023円)で203円の差があります。月150時間で年収に換算すれば36万円以上の格差です。

地方では住居費が都市より安いとされますが、公共交通が少ないため交通費の負担は重く、生計費に大きな地域差はありません。最賃に差をつけるのは不合理です。

25年の改定では発効を遅らせた県があり、26年3月まで先送りされた県までありました。広島県は1か月遅れでした。県は実施時期の違いによってさらに地域差が生じる結果になりました。こうした不当な格差をなくすためには、原則に戻し、10月ごろの発効にする必要があります。全国一律制の実現は待ったなしです。

中小企業支援と一体に

日本の労働者の7割を雇用しているのが中小企業です。最賃引き上げのために抜本的な支援が欠かせません。

私たち労働組合は、国が直接中小企業を支援すればよいと考えます。①内部留保に課税をすることです。行き過ぎた大企業減税でため込んだ内部留保に課税して財源をつくれればよいと思います。大企業(資本金10億円以上)の内部留保は12年から200兆円以上増えました。これに年2%、5年間の時限課税を行います。②大企業が賃上げや国内投資に回す分を控除しても、総額10兆円程度の新たな財源を確保できます。これをもとに、中小企業の社会保険料の軽減などを実現し、賃上げを支援すればよいと考えます。

賃上げ支援の財源を生み出すためにこうすればよいと考えます。私たちの主張を検討するよう政府に伝えてください。海の向こうではTax the Richが流行っています。必要なのは政治の決断です。

2026 年 7 月 15 日

広島地方最低賃金審議会委員 各位

広島県医療労働組合連合会 箱田知世

ケア労働者の離職防止、確保・定着のため 最低賃金額の大幅引き上げと全国一律制を求める意見書

看護師や介護職員の賃金は最低賃金によって直接決まるものではありませんが、地域別最低賃金は、その地域全体の賃金水準に大きな影響を与える指標の一つです。

例えば、東京都は最低賃金が 1,226 円と全国最高水準で、看護師の平均賃金も全国トップです。一方、宮崎県は最低賃金が 1,023 円と全国最低水準で、看護師の平均賃金も全国でも低い水準となっています。看護師のように専門知識と国家資格を必要とする専門職においては、同じ資格・同じ仕事であれば、より賃金が高い地域で働きたいと考えるのは自然なことです。そうなれば、最低賃金の低い地域では医療の担い手を確保することがますます難しくなります。

広島県では、とくに県北地域で病棟閉鎖や人員不足が深刻な問題となっています。私は医療・介護従事者を支える労働組合で働いており、多くの看護師や介護職員と話す機会があります。現場では「人が足りない」という声が絶えません。また、実習に来た学生から「就職は東京に決めています。給料がいいので。」と言われたという話を聞くこともあります。一方で、「辞めると言われた職員を引き止めたくても、かける言葉が見つからなかった」という話も聞きました。こうした現場の声を聞くたびに、地域間の賃金格差が人材の確保・定着に大きく影響していることを実感しています。また、2030 年度に広島駅北口で高度医療・人材育成拠点となる新病院の開院も予定されており、高度医療を支える多くの看護職員の確保・定着が必要となります。「高度医療・人材育成拠点」という言葉はとても魅力的ですが、人材を育てるだけでなく、地域に定着してもらわなければ意味がありません。育てた人材が県外へ流出してしまえば、本当の意味で地域医療を支えることにはつながりません。働き続けられる環境づくりが必要であり、その中でも賃金は大切な要素です。また、広島県は無医地区数が北海道に次いで全国で 2 番目に多く、若い世代を中心とした人口流出も続いています。総務省の住民基本台帳人口移動報告では、転出超過数は 9,921 人で、5 年連続全国最多となっています。高度医療を担う新病院はもちろんですが、県内全域の地域医療を支える看護師や医療従事者を確保・定着させることがこれまで以上に重要となっています。

県民が安心して医療・介護を受けられる体制を維持するとともに、医療・介護の現場で働くすべての労働者が健康で文化的な生活を営むことができるよう、最低賃金の大幅な引き上げと全国一律最低賃金制度の実現を強く求めます。

以上

2026年7月17日

広島地方最低賃金審議会 御中

郵政産業労働者ユニオン広島支部

支部長 増田 正文

広島県広島市佐伯区石内東2-17-1

広島県最低賃金の改定決定に係る意見書

- 1、広島県最低賃金は、時給1700円を目指し、大幅に引き上げること。
- 2、地域別最低賃金の地域間格差をなくし、全国一律制に改正すること。
- 3、地域別最低賃金は10月1日発効とすること。

上記の意見に関し理由を述べます。

- 1、私たち郵政産業労働者ユニオンは、郵便局とその関連事業に従事する労働者で組織する労働組合です。郵便局では約半数の社員が非正規雇用であり、雇用形態の違い、所属する会社の違いを超えて、差別をなくしみんなで豊かな暮らしができるよう活動しています。

郵政産業労働者ユニオン広島支部は、広島市佐伯区石内にある「広島郵便局」で働く労働者によって組織されています。私たちは広島県西部地域の各郵便局で引き受けた郵便物や小包を、主に全国の区分局や各配達受け持ち局に仕分けして発送する業務に従事しています。私たちの職場では約420人の社員が働いていますが、このうち6割に当たる240人が非正規労働者です。

長引く物価高騰で、私たちの生活は圧迫され続けています。この物価高騰の影響はとりわけ非正規雇用で働く人たちに大きく及んでいます。私たちの働く日本郵政グループ各社は、非正規雇用の大部分を占める「時給制契約社員」の基本給を地域別最低賃金に連動させています。しかし春闘時の賃金交渉において会社は地域別最低賃金によって時給を引き上げているとして、2007年の民営化以降、賃上げ要求に対してゼロ回答を続けています。結果として最低賃金の改定は、私たちにとって大変大きな意味を持ちます。

広島県の郵政の時給制契約社員の基本給は、最低賃金1085円（端数繰り上げ）プラス200円で1110円です。個人別評価により6段階の資格給が加算されますが、最高の評価だとしても、月収は約22万円にしかありません。様々な範囲で工夫や節約をしていますが、中東情勢による値上げが加わり、ますます物価高騰の波が押し寄せることが予想され、切り詰めるだけ切り詰めても生活に余裕はありません。広島郵便局で働いている時給制契約社員との会話のなかでも、「時給が上がってほしい」との声をよく聞いています。また彼らの中には、夜から翌日の朝までの深夜帯で働いている人もいます。彼らは「深夜帯で働く」という健康にかかるリスクを承知の上で、身体への過酷な負担を我慢し、少しでも収入(夜勤手当)を多く得るために深夜労働を選択している人がほとんどです。時給が上がればそのような問題も解消されるのではないかと思います。

広島県の最低賃金1085円では、生活の安定を得ることはできません。政府は前政権では2020年に時給1500円を目指すとしていましたが、現政権では目標時期を2030年

代前半と大きく後退させました。これでは生活の苦しさは全く解消されません。

広島地方最低賃金審議会は、1500円を超え今すぐ1700円を目指し物価高騰分を上回る大幅な引き上げ改定をすべきと考えます。

また、想定される以上の物価上昇が起きた場合には、年度途中といえども最低賃金法第12条に基づき、広島地方最低賃金審議会は再改定を協議するよう強く望みます。

- 2、2025年の地域別最低賃金の地域間格差は最大203円です。この都市部と地方の格差は、賃金だけでなく人口流出問題や環境問題でもあります。昨年の改定では最大で熊本県が82円引上げを行うなど全国で39道府県が「目安額」を上回りました。これは賃金格差により地方から都市部への人口流出や労働力不足などで地域が持たないとの危機感の表れです。

郵便局で働く私たちは全国で同じ仕事をしていますが、県境が近いと橋を渡り、電車で一駅先に行けば基本給が違うため、より時給の高い郵便局に人が集まります。そのため時給の低い郵便局では「募集しても応募がない」と人手不足に拍車がかかっています。

全労連が取り組んできた「最低生計費試算調査」によると、人間らしい生活に必要な生計費は時間額で1900円以上（月150時間）必要との結果が出ています。標準生計費だけではなく最低生計費試算調査も使い、生計費に見合った最低賃金に改定すべきです。

広島地方最低賃金審議会は、地域間格差をなくすべく、今年の審議において格差をなくすためにも全国一律制への改定を強く求めます。

- 3、昨年の改定で目安額が上回りましたが、発効日が遅れ、最大で半年遅れた地域が存在しました。発効日を遅らせることは賃上げ効果を低くし、新たな格差につながり、地方で働く労働者にとってマイナスにしかありません。発効日は10月1日とすることを強く要請します。

以上

2026 年 7 月 19 日

広島地方最低賃金審議会会長様

(広島市中区八丁堀 6 番 30 号 広島労働局労働基準部賃金室内)

全労連・全国一般広島合同労働組合

書記長 門田勇人

〒732-0052 広島市東区光町 2-9-24-303

TEL082-568-5835 Fax082-568-5845

最低賃金改定において大幅な引き上げを求めます

(1)格差の是正とワーキングプア解消を

2024 年の労働力調査によれば、非正規職員・従業員数は 2125 万人、男女別では、男性 681 万人、女性は 1444 万人です。女性の半数以上が非正規雇用労働者で 67.9%を占めています。賃金は男性(正社員 37 万 6900 円、非正規 25 万 9200 円)に対し、女性(正社員 29 万 4200 円、非正規 21 万 300 円)、正社員の男女格差 100:78、男性正社員と女性非正規雇用では 100:56 もの格差があり深刻です。

年収 200 万円以下のワーキングプアは約 1,150 万人おり、同時に 400 万円以上の中間層の没落も目立ちます。子どもの貧困率は 11.5%、就学援助利用者は 13.7%で 122 万人。生活保護受給者は 199 万人。ひとり親世帯の 45%が貧困で、食料品の高騰は深刻です。貯蓄なし世帯は単身で 33%となっています。そして物価高の中、多くの国民が貧困にあえいでいます。

(2)最低賃金の大幅引き上げこそ

物価高対策、格差の是正、ワーキングプアの解消には、最低賃金に引き上げが有効です。ユニクロの柳井社長の年収は、平均的なサラリーマンの 3,000 人分と言われますが、柳井社長がいくらがんばっても、3,000 人分の食料品を消費することはありません。最低賃金の引き上げは、最低賃金近傍で働く賃金を含め、200 万円以下のワーキングプアの労働者賃金の引き上げに直結し、日本経済を押し上げることに なります。

(3)去年の首相の約束を反故にするな

昨年、自民党総裁である石破首相は、2020 年代(2029 年)までに、最低賃金を全国平均 1500 円にすると約束しました。自民党の都合で、総裁は変わりましたが、2020 年代 1500 円は、首相の公約です。政権交代ならまだしも、同じ政党から出ている首相が変わったからといって、その方針が変わることは許せません。高市首相の 2030 年代前半への見直しを撤回し、2029 年までに最低賃金を全国平均 1500 円方針に戻していくことを求めます。

広島地方最低賃金審議会におかれましては、広島県最低賃金 1085 円について 4 年間で 1500 円に到達するロードマップを作っていただき、2026 年度においては大幅な引き上げを行うことを求めます。

以 上

「令和 8 年度広島県地域別最低賃金の改定に関する意見書」

令和 8 年度の広島県地域別最低賃金について、長引く物価高騰から労働者の生活を守るセーフティネットとしての機能を果たすため大幅な引き上げを求めます。大都市圏との賃金格差を縮小し県内からの労働力流出に歯止めをかけるためにも、目安を上回る主体的かつ果敢な引き上げ額の決定を、以下をその根拠とし強く要望します。

（１）物価高騰による実質賃金の低下と生活の困窮

近年の生活必需品の値上がりは、県民生活、とりわけ低所得層の家計を激しく圧迫しています。各種労働団体の最低生計費調査では、地方であっても単身者が自立して暮らすには時給 1,600～1,900 円以上が必要との試算が出ており、現在の 1,085 円という水準はこれを大きく下回っています。生活防衛の観点からも底上げが急務となっています。

（２）深刻な人手不足と「5 年連続全国最多」の転出超過

総務省の人口移動報告によると、広島県の県外への「転出超過」は 5 年連続で全国最多（2025 年は 9,921 人）を記録し、その約 4 割を 20 代の若年層が占めています。この深刻な流出の背景には、大都市圏との埋まらない賃金格差がその原因の一つと考えられます。地域産業の基盤を維持し将来を担う若者を県内に引き留めるためには、大都市圏に見劣りしない魅力ある賃金水準への引き上げが必要です。

（３）地域経済の好循環～内需拡大に向けて

最低賃金の引き上げは、低所得層の購買力を直接的に高め県内の個人消費を活性化させる最も確実な経済対策です。この国の GDP の約 60%に当たる内需を刺激することで、結果として県内中小企業の売上回復と地域経済の好循環をもたらすと考えます。

「経営が苦しいから賃金は上げられない」という単純な結論に帰結するのではなく、たとえ時間がかかったとしても、地方の官民が一体となって創意工夫を生み出しながら主体的な行動を取ることが大切であると考えます。

広島県最低賃金審議会への意見陳述

2026年7月21日

広島県労働組合総連合 議長 神部 泰

1. 最低賃金1700円以上は緊急の課題

2025年度には65円の引上げがなされ、その結果、最低賃金額は1085円とされた。増額された上記金額によっても、1日8時間、週40時間働いた場合でも、月収約19万円、年収で約228万円にしかない。一方で消費者物価指数は、2020年（令和2年）を100とすると2026年（令和8年）3月には112.7と12.7パーセントも上昇しており、近年の国際的な原材料価格の高騰や円安の影響等により、消費者物価は大幅な上昇が継続している。実質賃金指数は前年比マイナス1.3%と4年連続のマイナスとなっている。なお、こうした物価の上昇傾向は、昨今の中東情勢の影響もあり、今後その傾向に一層の拍車がかかっていくと見込まれる。このように、給与の上昇が物価高に追いついていない状態が続いており、特に低所得者層ほど消費者物価の上昇の影響を受けやすいことに鑑みれば、上記の最低賃金額では、労働者が賃金だけで人間らしい生活を持続的に営むことはできず、最低賃金額をさらに引き上げ、最低賃金制度を真に実効的に機能させることが必要不可欠である。そのため、広島県において最低賃金額をさらに引き上げることや、全国一律最低賃金制度の実施によって地域間の賃金格差を解消することは、地域経済の活性化の観点からも必要である。

2. 中小企業・小規模事業者へのさらなる支援及びその拡充を

一方、最低賃金額の大幅な引上げは、賃金を支給する事業者、特に中小企業・小規模事業者の経営に影響を与える可能性が高いことから、最低賃金額の引上げにあたっては、各種助成金・補助金の支給や社会保険料の事業者負担分の減免等、これら中小企業・小規模事業者へのさらなる支援及びその拡充も必要である。

3. 審議会のあり方について

- (1) 審議会の議論を公正に進めるためにも県労連から委員を選出すること。また、最賃近傍で働く労働者代表を委員として選出すべきです。幅広い県民の声を反映させる審議会にするためにも委員選出の公正を求めます。また、労働者委員、使用者委員のメンバー全員が男性です。ジェンダーバランスの視点からも極めて課題があります。男女同数となるよう委員選出するよう強く求める。
- (2) 中央最低賃金審議会の議論でも、「地方最低賃金審議会を含む目安審議の議論を注視する者に対して議論のプロセスをできるだけ分かりやすく示すことで、審議の透明性や納得感を一層高めることも重要である。また、議事録の早期公開については、引き続き事務局において努めることが適当である」と指摘されている。この視点を重視して議論のプロセスの全面公開を求める。

2026 年 7 月 18 日

広島地方最低賃金審議会 委員各位

広島県合同労働組合
生協ひろしまパート支部
書記長 田頭 奈美江

2026 年度の地域別最低賃金の改正にむけた意見書

1. 非正規(時給制)労働者の現状と当事者の思い

私は、生協ひろしまの店舗や宅配支所で働く時給職(パート)で組織する労働組合で事務局をしています。

春闘での賃上げ効果もあり、6 月に発表された毎月勤労統計調査によるとパートタイム労働者の現金給与総額は前年同月比の 2.9%増となっています。生鮮食品を除く消費者物価指数が 2 月から 1%台で推移していることで、実質賃金は 4 ヶ月連続でプラスに転じています。数字だけをみれば、非正規労働者の賃金処遇も改善されてきていると言われますが、もともとの賃金水準が低い時給者にとって大幅賃上げと言われる程の効果はそう大くないというのが正直な実感です。実際、わたしの職場、生協ひろしまでの春闘賃上げ(ベースアップ)は 10 円で、平均的なパートでは月にして 800 円程度の賃金アップにしかなりません。アメリカ・イラン戦争でのホルムズ海峡閉鎖の影響でガソリン価格が高騰し、石油由来の製品の不足は生活に必要なあらゆる物が値上がりする中で、わずかな収入増加はあつという間に物価高騰の波に飲み込まれています。

上部団体の生協労連では毎年パートではたらく仲間の生活実態を聞き取りし、「パート労働黒書」として明らかにしています。わたしの職場でも「せっかく生協で働いていても、生協商品は高くて買えないので、献立は激安スーパーを回って考える」「子どもが高校や大学に行くときに、自分の好きな進路を選ばせてあげられないかもしれない」「自分の老後のための蓄えなんて今は考えられない」といった声が上がっていました。わたしたちは、毎日ように報道される食料品や日用品の値上げのニュースに「またか。いつまで続くのだろうか」とため息をつき、将来への不安を感じながら日々の暮らしを送っているのが現実です。

2. 現在の最低賃金法が抱える課題と地方最低賃金審議会に求めること

今、時給で働いているわたしたちにとっては、今年度の最低賃金の改定額は非常に関心の高い問題です。生協ひろしまでは秋の最低賃金額の決定に関して「法令対応を最優先とする」と春闘で回答しており、最低賃金額の改定状況がそのままわたしたちの時給に直結してくる可能性があるので、今年の春闘ではベアをおこなわず、秋の最賃の改定を待ってから対応すると回答した生協理事会も多かったと聞きました。最低賃金額の決定が私たちの賃金を決め、暮らしの質をも決めかねない、大げさではなく「最低賃金は命綱」とも言えるのです。「今の最低賃金では暮らしていけない」時給者の実際の声を聞き、肌で感じ、本当に困っている当事者である私たちの生活実態を真剣に考え、今後の審議を進めていただきたいと願います。

また、昨年新たに起こった問題「発効日の遅れと分散化」についても非常に懸念しています。昨年は特に地方で大幅な引き上げが起こり、その額、率とも過去最高となった一方、発効日を遅らせる県が多くありました。一番早い10月1日発行と一番遅い翌年3月31日、この半年間の遅れで、いったん縮まったかに見えた最賃額の地域間の格差「203円」は実質にして「275円」に広がることになりました。最賃改定額が決まっても、最低賃金が上がらない期間が長くなればそれだけ、年間ベースでは大きな差を生じさせ、また、低廉な賃金で働く労働者の生活の安定を図るといった最低賃金の本質をも見失ってしまいます。ここ広島でも、昨年は10年ぶりに中央の目安額を2円上回る65円が改定され1085円となりましたが、例年の10月1日から1ヶ月遅れの11月1日発行により実質の最低賃金は1079円と、中央の目安から4円下回る額となっています。6月には中央最低審議会の全員協議会が、最賃法で定められた「公示から30日後」の法定発効ではなく、地方審議会が発効日を指定する場合は判断基準を明らかにするように方針が示されています。26年度は労使共が納得できる議論をおこないながらも、最賃の引き上げ効果をできるだけ早く波及させるために、発効日原則に則って審議を進めていただくことを求めます。

3. 最賃運動における中小企業や地域経済支援の位置づけ

最低賃金の引き上げ運動に関して、私たち生協ひろしまパート労組は上部団体だけでなく地域の様々な団体とも関わり合いながら最賃運動を進めています。最賃の大幅引き上げと全国一律制度の実現を進めていくことはもちろんですが、運動にはもう一つ大きな柱があります。それは中小零細企業への直接的な支援です。

わたしたちは先日おこなった民主商工会との懇談で、地方の経済や地域住民の暮らしを支える商店や事業者も、人件費や原材料費などの事業経費の高騰で将来に不安を抱えていることを知りました。このまま物価高騰と最低賃金の上昇が続くと雇用を切らなければ事業を継続していけないかもしれないと言われていました。地方の商店や企業が無くなってしまうと、そこで暮らす人々の生活を困難なものにし、活気やその地域への愛着さえも失いかねません。地方経済の衰退は、労働人口の流出を招き、さらに都市部と地方の経済格差を進行させることになるでしょう。最低賃金の引き上げに伴って、企業が負担する人件費は国の支援や県の独自の施策で補っていくことが必要です。中止企業支援は、住み慣れた地域の愛着や人との繋がりを育てることであります。運動の趣旨でもある「誰もが日本全国どこで暮らしても健康で文化的に安心して暮らしていける社会の実現」のため、最低賃金の本来の在り方を含めた十分に審議を尽くしていただくことを期待します。

以上

2026 年 7 月 21 日

広島地方最低賃金審議会 様

広島県労働組合総連合

事務局長 植永光則

〒732-0052 広島市東区光町 2-9-24-205

電話 082-262-1550

広島地方最低賃金改定への意見書

(1)生活実態からの最低生計費を反映した審議を求める。

物価高騰が長期化する中で、賃金の引上げは物価上昇に追いついておらず、実質賃金は 4 年連続で低下。最低賃金近傍で働く労働者は、食費や光熱費を切り詰め、その他必要な支出をできるだけ抑えて暮らしている。日本の最低賃金の引上げにはこうした労働者の生活の実態を反映した内容になっていません

最低賃金法第 9 条は、生計費、賃金および通常の事業の賃金支払能力を考慮して最低賃金を決定することを求めている。全労連と各地方組織が実施してきた最低生計費試算調査は、近年の物価高騰の状況から再度の見直し調査が行われ、「健康で文化的な生活」には時給 1800 円台から 1900 円台が必要であり、都市部と地方との間で生計費に大きな格差がないことを明らかにしている。

それにもかかわらず、最低賃金には依然として大きな地域間格差が残されており、最低生計費と最低賃金との乖離は地方ほど深刻になっている。このことは、全国一律最低賃金制度の必要性を裏付けるとともに、私たちが掲げてきた「全国一律で今すぐ 1700 円、めざせ 2000 円」という要求の妥当性を示している。政府はこれまで掲げていた最低賃金目標の「2020 年代に全国加重平均時給 1500 円」を「2030 年代前半」へ先送りするとみられる。しかし、最低生計費試算調査の結果から見れば、1500 円は通過点にすぎず、その早期実現は先送りではなく、待ったなしの課題である。審議にあたっては、生計費とくに最低生計費を採用した審議を求めるものである。

(2)審議会での最低賃金の引上げは、引上げ抑制ではなく「労働者の生活の安定」が第一

最低賃金法第 9 条は、生計費、賃金および通常の事業の賃金支払能力を考慮して最低賃金を決定することを求めているが、ここ数年の地方での最低賃金の審議にあたって、近県よりも 1 円でも高く、しかし全国最下位にはならないよう、また昨年は、特に経営者の支払い能力を考慮し、発効日を遅らすことで調整しようとする地方審議会の姿勢が明らかになった。今の物価高騰と実質賃金の低下が続いている中で求められるのは、発効日をずらすなどの地方最低賃金審議会での事実上の引き上げ抑制ではなく、すべての「労働者の生活の安定」が図られるように、生計費の実態に立脚した最低賃金の大幅引き上げと地域間格差の解消を第一とした審議が求められている。

昨年の改定での発効日の先送りや近隣県等との 1 円の競争意識、全国最下位回避の意識の問題も、す

べて最低賃金制度が地域別であるがために起きた問題であり、その解決には、最低賃金制度を地域別から全国一律にすることが唯一の解決策であることは明らかである。

(3)最低賃金の引上げは大企業の利益を抑制し、国や県などの中小企業への支援制度が必要。

最低賃金法第9条は、生計費、賃金および通常の事業の賃金支払能力を考慮して最低賃金を決定することを求めているが、大企業への利益が集中し、株価も高騰する中で、これまでの地位別の最低賃金制度の審議では、通常の事業の支払い能力は上がらず、地域別最低賃金制度では、最低賃金の引上げは抑え込まれたままである。全国一律制で審議し、国の政策で大企業の利益を抑制し、中小企業の支払い能力を上げるなどの支援策を合わせて行い、最低生計費を加味し、全国どこでも最低賃金が同じになるようにめざすべきである。私たちは5年程度の期間で全国一律制度への切り替えを要望している。

今の地域別最低賃金について政府が国や県の中小企業への直接支援を考え、全国一律の最賃制への切り替えをめざすことを希望する。

以 上